

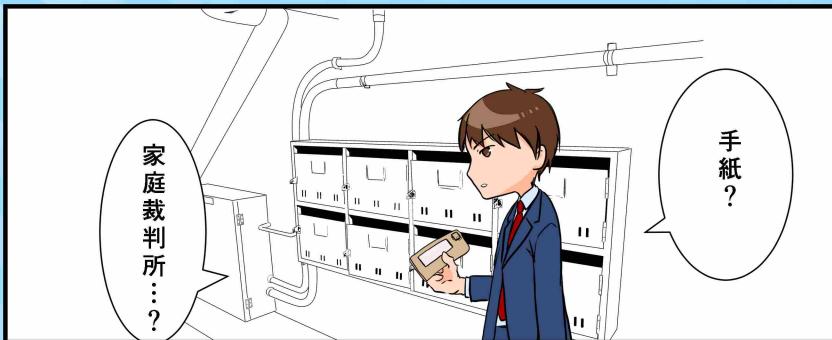
マンガでわかる！

家事調停



裁判所

さいたま家庭裁判所



始一そ
まつのは
た郵便から

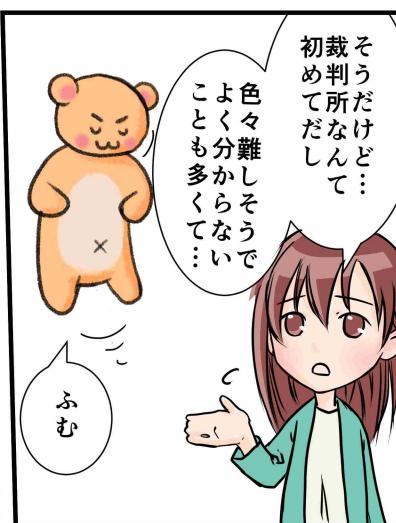




調停まめちしき

調停が申し立てられると、相手方には期日通知と申立人が作成した申立書の写しが送られてくるぞ！





調停とは

調停とは、裁判所が結論を決めるのではなく、
話し合いにより互いが合意することで紛争の解決を図る手続です。
調停では、裁判官一人と民間の良識のある人から選ばれた
調停委員二人以上で構成される調停委員会が、
当事者双方の事情や意見を聴くなどして、
双方が納得して問題を解決できるよう、助言やあっせんをします。

調停まめちしき

調停委員は、調停に一般市民の良識を反映させるため、
社会生活上の豊富な知識経験や
専門的な知識を持つ人の中から選ばれた非常勤職員だ!
家事調停では、男女1人ずつの調停委員を指定するなどの配慮がされているぞ!

調停を申し立てるには

離婚を例に説明します。

離婚について当事者間の話し合いがまとまらない場合や
話し合いができない場合には、家庭裁判所の調停手続を
利用することができます。

離婚を申し立てることができるのは、夫又は妻です。

相手方の所在地の家庭裁判所又は当事者が

合意で定める家庭裁判所に申し立てて、手続を行います。

申立てには、一つの申立てについて

1200円の手数料(収入印紙)と連絡用の郵便切手数千円分
の費用がかかります。

なそふ
いこう
のま
ね
高額
じ
や



この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を記したものである。
弁護士印
夫婦間係等調整調停申立書 事件名()
(この間に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。)
(貼った印紙に押印しないでください。)

申 立 人 印
家庭裁判所 御中 年月日
(又は捺印など)
(記名押印)
(この間に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。)
(貼った印紙に押印しないでください。)

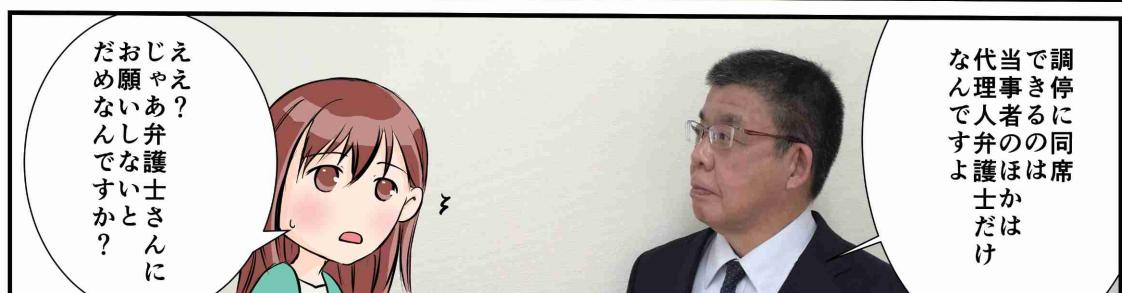
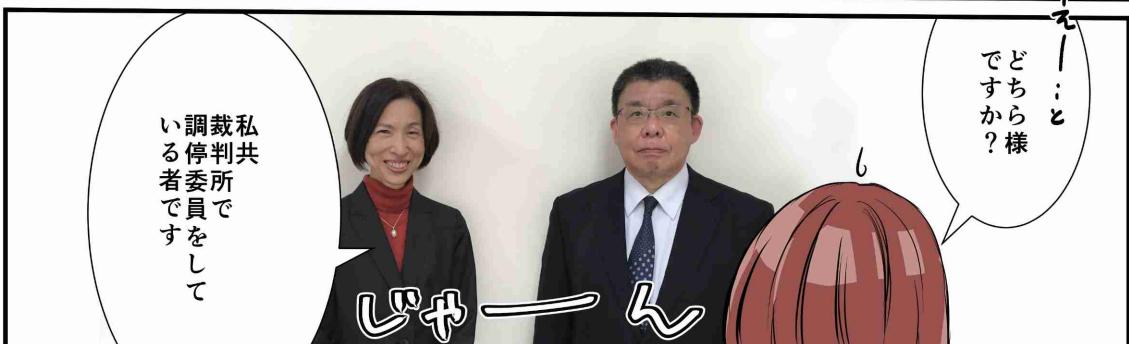
申 立 人 印
家庭裁判所 御中 年月日
(又は捺印など)
(内規開設に関する申立ての場合、記入する必要はありません。)
戸籍登録(内規開設登記用印)(内規開設に関する申立ての場合)
年金分割のための消滅通知書
年金分割の申立てが含まれている場合)
(内規開設に関する申立ての場合、記入する必要はありません。)

申 立 人 印
本籍(國) 住 所 一
フリギナ 氏 名
本籍(國) 住 所 一
(内規開設に関する申立ての場合、記入する必要はありません。)

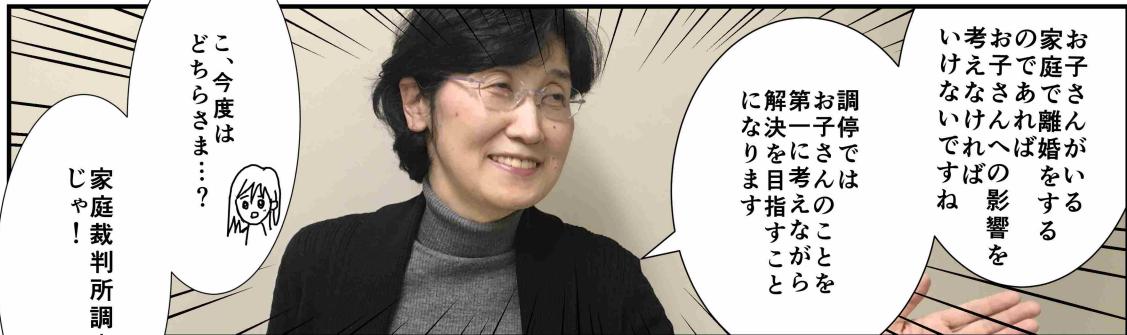
アリの内容を知りせるため、相手方に送付されます。
相手方に送付する場合は、(1又は2)又は(3)を○で囲んでください。
相手方に送付したときは、年金分割のための情報通知書の写しをとり、別紙として添付してください。
年金分割のための情報を取扱ったときは、年金分割のための情報通知書の写しをとり、別紙として添付してください。
お手元の情報開設を円満に調整する。
方割の内規関係を円満に調整する。
(内規申立て)
(1) 未成年の子の親権者を次のように定める。
未成年の子の親権者を次のように定める。
((申立人・相手方)と未成年の子)
((申立人・相手方)と未成年の子)
(2) ((申立人・相手方)と未成年の子)
((申立人・相手方)と未成年の子)
(3) ((申立人・相手方)は、子の親権者を決定する。
として、1人当たり毎月()金の養育費
(内規申立て)を負担する。

調停まめちしき

家庭裁判所には、離婚調停だけでなく、
婚姻費用分担や財産分与など、いろいろな種類の申立書が
用意されているぞ!







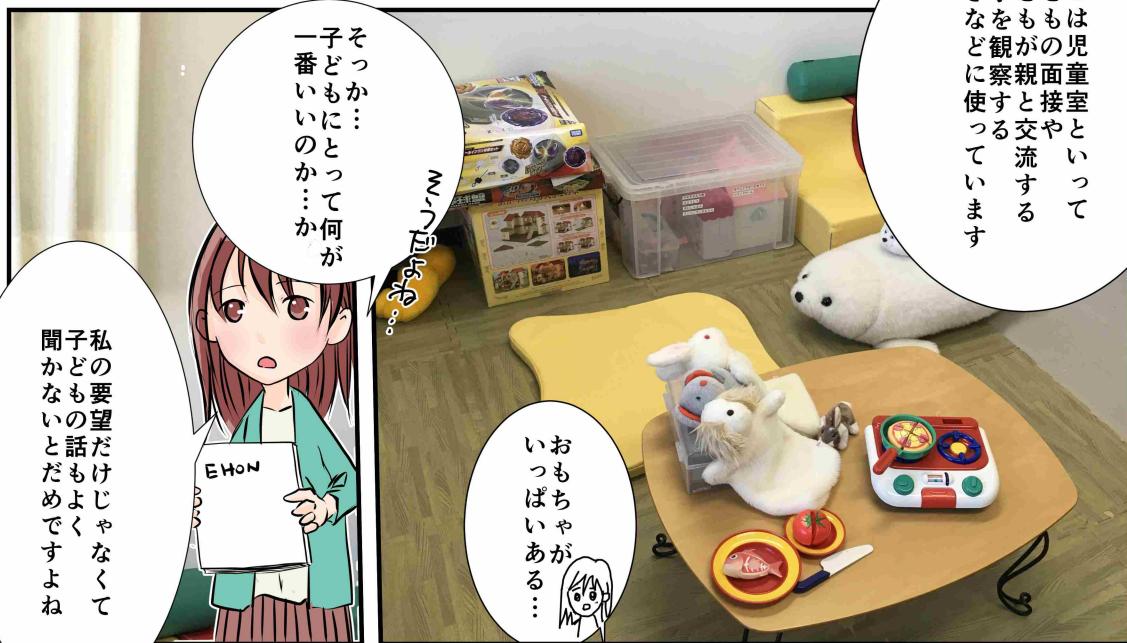
家庭裁判所調査官

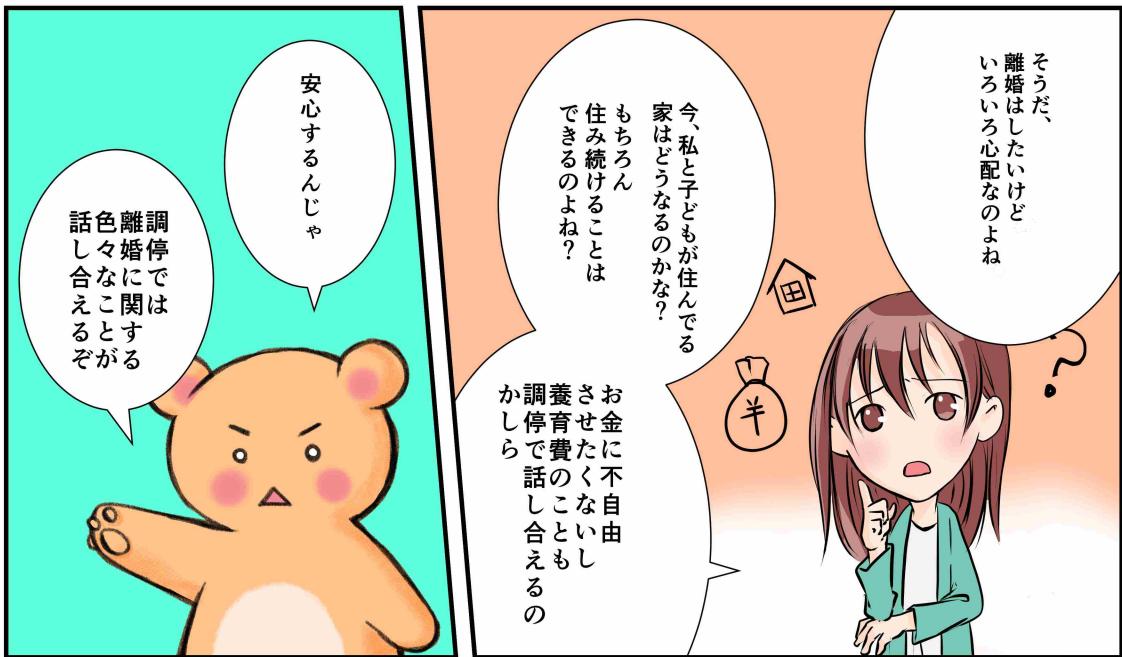
家庭裁判所調査官とは

家庭裁判所調査官は、家庭裁判所で取り扱う事件について、裁判官の命を受けて調査を行います。

家庭裁判所の行う調査とは

子どもをめぐって夫婦の意見が対立した時などは、解決に向けて、子どもの現状を把握するために、家庭裁判所調査官が子どもと会って話をしたり家庭訪問をしたりすることがあります。
ご両親の板挟みになりやすい子どもの声や気持ちを、家庭裁判所調査官が中立の立場で把握して、ご両親や調停委員会に伝えて、子どもが幸せに暮らせる解決を考えていきます。





離婚調停の話合いで決められること

離婚調停では、離婚そのものだけでなく、離婚後の子どもの親権者を誰にするか、親権者とならない親と子との面会交流をどうするか、養育費、離婚に際しての財産分与や年金分割の割合、感謝料についてどうするかといった財産に関する問題も一緒に話し合うことができます。



申し遅れました

裁判官です

どうも

人色裁
がん判
いな所
る職に
な種は
あの

調書(成)

事件の表示 合和4年(家イ)第0000
夫婦関係調整調停申立事件
日 令和4年12月31日午前1時
場 所 等 さいたま家庭裁判所
裁 判 委員 二
家事調停委員 二
裁判官 武藏判二
期 当 百周年夫、浦和結
調停花子
立人端玉●子
立人の本籍に同じ
立人の住所に同じ
手方端玉▲
統の要領等
立
裁判所書記官 調停
まんなるふうで書面に
へえ
こんなふうで書面に

盛約お取親離調一
り束互り権婚停つ
込しい決者者条項
むたがめや確の養
と認ほ育費に關する
がとしかがとで
きまいことすもや
盛約お取親離調一
り束互り権婚停つ
込しい決者者条項
むたがめや確の養
と認ほ育費に關する
がとしかがとで
きまいことすもや

- 申立人と相手方は、本日、調停離婚する。
- 申立人と相手との間の長女■美(平成21年5月1日生)の親権者を母である申立人と定め、今後、同人において監護養育する。
- 相手方は、申立人に對し、前項記載の子の養育費として、令和5年1月から同年が18歳に達する日が属する月まで、1ヶ月3万5000円を当月分をその月の末日限り、申立人名義のうらわ銀行さいたま支店の普通預金口座(口座番号00000000)に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。
- 申立人は、相手方に対し、相手方が第2項記載の子と面会交流することを認め重し、子の福祉に配慮して、その都度、当事者双方が協議して定める。
- 相手方は、申立人に対して、本件離婚に伴う財産分与として、本日、別紙物件目録記載の建物(以下「本件建物」という。)の共有持分を全部分与する。
- 相手方は、申立人に対して、本件建物について、前項の財産分与を原因とする共有物移転登記手続をする。ただし、登記手續費用は相手方の負担するもの。
- 申立人と相手方は、本調停

ここに書かれた
ん必育費と書かれた
でずす振りかはれ
かりかはれ
ま
れる

いどなおじえ
いうしちをあ?
んしちをあ?
でたらや
すらつわ
か? らく

間守ち相
はつや手
てんの人
でくくれ約
がて束
けどいを
ねる

取り決められた養育費等が支払われないときは

家庭裁判所で決めた調停や審判などの取決めを守らない人に対して、それを守らせるために、履行勧告という制度があります。

相手方が取決めを守らないときには、家庭裁判所に対して

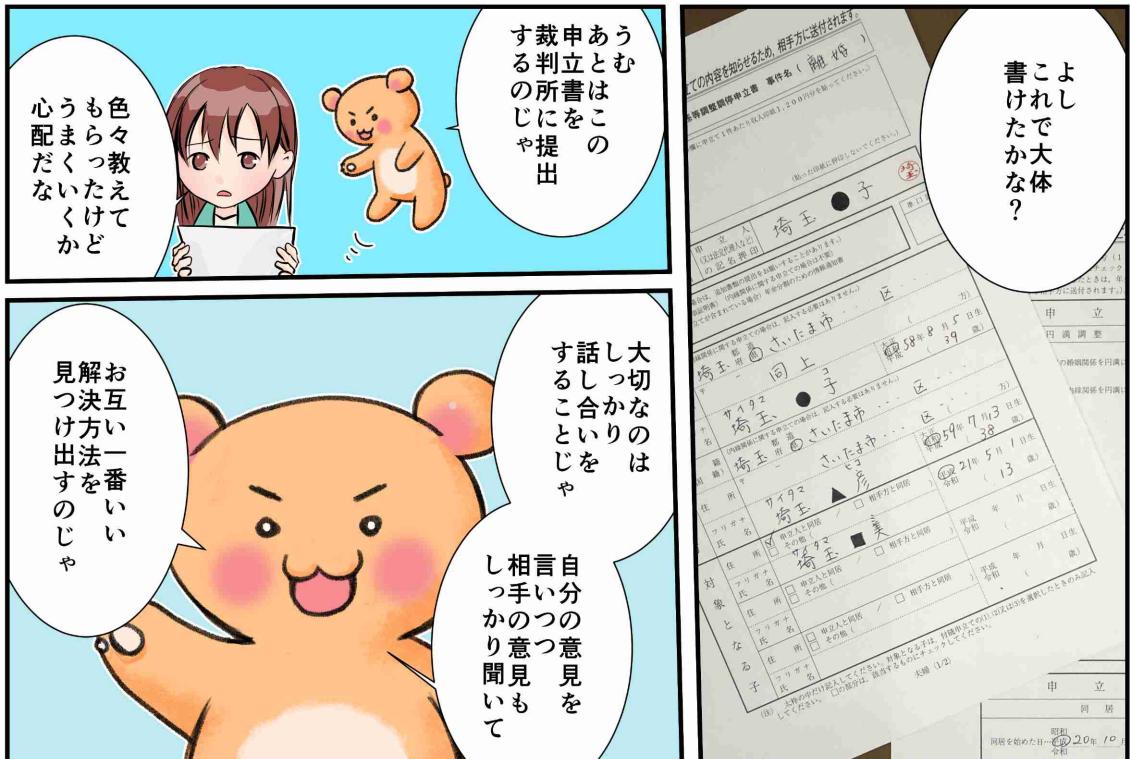
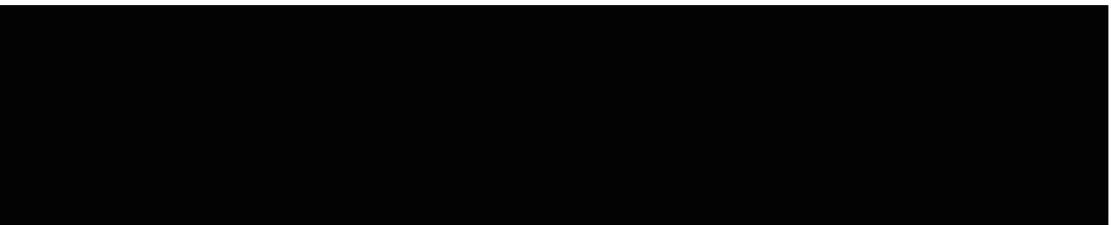
履行勧告の申立てをすると、

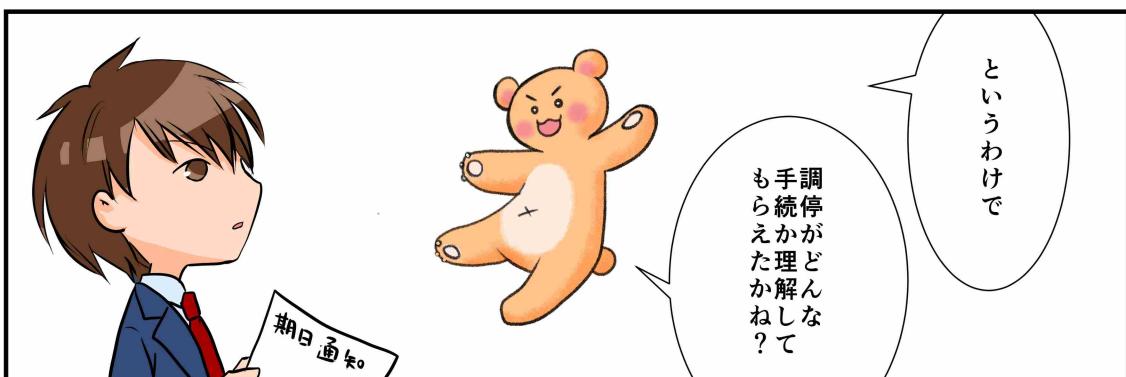
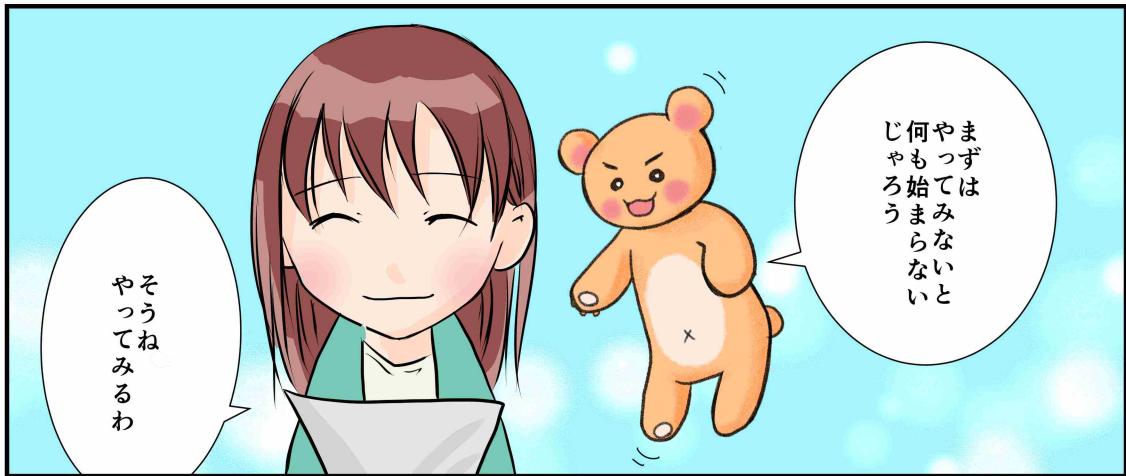
家庭裁判所では、相手方に取決めを守るように説得したり、勧告したりします。

履行勧告の手続に費用はかかりず、電話で何度も申立てをすることができますが、義務者が勧告に応じない場合は支払を強制することはできません。

任意に支払われない場合は、

強制的にお金を取り立てる強制執行の手続をとることもできます。





おひまじ

さいたま家庭裁判所について

さいたま家庭裁判所には、さいたま市にある本庁のほか、越谷、川越、熊谷、秩父の4支部と久喜、飯能の2出張所があります。それぞれが管轄する地域についてはさいたま家庭裁判所のウェブサイト（<https://www.courts.go.jp/saiban/tetuzuki/kankatu/saitama/index.html>）をご確認ください。



家庭裁判所の手続について

さいたま家庭裁判所に申立てを行う際に使用する書式は、本庁、支部、出張所の窓口に備え置いていますが、さいたま家庭裁判所のウェブサイト（<https://www.courts.go.jp/saitama/saiban/fc-tetuzuki/index.html>）にも掲載していますのでご利用ください。

記載方法にご不明な点があれば、本庁、支部等の受付窓口にお問い合わせください。



調停制度100周年

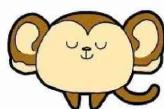
令和4年は調停制度発足100周年！

特集ページも是非ご覧ください。

<https://www.courts.go.jp/about/topics/tyoutei100/index.html>



メガネアイ



オオミミアイ



ハナシアイ



- ※ 本冊子は制度広報を目的とするものです。調停事件の手続案内（管轄、手数料、必要書類等）については、お近くの裁判所へお問い合わせください。
- ※ 本冊子に登場する職員、キャラクター、書面等は実際の事件と一切関係ありません。
- ※ 本冊子の作成に当たっては、写真撮影の際に一時的にマスクを外す等していますが、実際の調停手続ではマスクの着用、ビニールカーテンの設置、換気等、新型コロナウイルス感染症感染防止対策をとっています。
- ※ 本冊子についてのお問い合わせは、さいたま家庭裁判所事務局総務課（048-863-8975）まで。

2022.12

